平成２４年（フ）第６９７号
川崎市川崎区日進町26番地11　トーア川崎マンション911
債務者　横田　弘子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
川崎市麻生区上麻生７丁目43番18―205号
債務者　藤本　雄太
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地３―1016
債務者　大戸　　正
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
川崎市中原区上新城１丁目11番７号　第１田中ハイツ105
債務者　結城　正和
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
川崎市幸区神明町２丁目50番地　小貫ハイツ103、前住所川崎市幸区小向仲野町15番５号小向厩舎Ｅ１―302
債務者　長谷川麻絢（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１５号
神奈川県大和市中央林間１丁目20番28号　松下荘２Ｆ
債務者　湊　　長明
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３０号
横浜市鶴見区市場西中町９番20号　リエゾンＢ101号
債務者　松嶋　　進
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９１号
横浜市神奈川区西寺尾１丁目28番５号　フローリ・ヒロ101号室
債務者　藤代　耕平
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２５号
横浜市中区上野町２丁目49番地　エスポワール山手３―Ｃ号室
債務者　平賀　二郎
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
北海道旭川市永山８条１丁目２番18号
債務者　村重　　巧
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２号
北海道旭川市旭町１条20丁目2173番地の27　ファクトリー１―20―201号室
債務者　芳賀　明美（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
北海道富良野市北麻町７番５号
債務者　室谷　裕二
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８４号
北海道上川郡当麻町４条西４丁目５番22号
債務者　須賀　満明
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
北海道旭川市６条通７丁目32番地　日昇ビル403号室
債務者　小熊　　裕
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部